



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

ややこしいガソリン税と租税特別措置法

先日、ガソリンを入れようと思い近くのスタンドに出向きました。1リッター160円! ついに大台かーとびっくりしました。25年ほど前に山奥の田舎のスタンドで1リッター180円で入れたことがあります。当時と今の貨幣価値を比べれば、160円でも、まだましなのかもしれませんが、今後まだまだ値段があがると言われおそろしくなりました。

1. ガソリン税

ご承知のとおり、ガソリン税とは、正式には「揮発油税及び地方道路税」をいいます。現在1リットル当たり53円の税金が課され、そのうち25円がいわゆる暫定税率分です。

このガソリン税にも消費税が課税されてくるので、二重課税になっています。

税収としては2兆円規模になると言われています。消費税1%分の国家収入に匹敵します。

「揮発油税及び地方道路税」は、いずれも、国税・間接税・目的税(地方道路税は「地方」という文字が入っていますが国税です)

2. 租税特別措置法

租税特別措置法とは、国税に関する**特例**を定めた法律です。

所得税法、法人税法、相続税法、登録免許税法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方道路税法等々、に関して特例を置いています。

租税特別措置法の各規定は、概ね非常に長文で難解です。

また、同法は毎年のように改正され、制度の改正、廃止、新設が頻繁で、これらのことが我々国民の目から見て税金に関する法規が難解と言われる一つの原因となっています。租税特別措置法には、「**暫定的**」に導入され、そのままになっている制度があまりにも多い。多いだけではなく、実は2、3年で延長を繰り返す租税特別措置法という独特な、インチキからくりがあります。

3. 平成20年4月にガソリンの値段が1ヶ月だけ下がった理由

一言で言えば税制改正が間に合わなかったからです。35年ぶりの政府の失態と批判されています。

仮に「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」の2年間は、税金が本来28円のところ暫定的に25円上乗せして53円にしますよ」と決めてあったとします。

例年なら次の「平成20年4月1日から平成22年3月31日まで」2年間もそのまま、税金が本来28円のところ暫定的に25円上乗せして53円にしますよ」と4月1日以前に決めてしまうところです。

ところが4月になっても税制改正が間に合わず、暫定分の25円が課税できなくなりました。4月の終わり頃、5月から暫定分の25円の課税が決まり、空白の一ヶ月が発生しました。

われわれ庶民にはわからない永田町・霞ヶ関の利権構造のせいで振り回されました。

わたしたち税理士は、ガソリン税以外でも機械等の特別償却・住宅取得控除・親から子への贈与税の特例等々もちょっとも決まらずやきもきました。